

# 国分寺市就労支援方針実施計画書

(平成24年度～26年度)



平成26年 5 月

国 分 寺 市

# 目次

はじめに

第1章 地方自治体の労働・雇用政策について	1
～基礎自治体が担うべき雇用行政について～	
第2章 就労支援の基本的な考え方	
1. 計画の目的	2
2. 計画の対象者	2
3. 計画の期間	3
4. 重点対象者	3
5. 計画の推進体制・役割	4
第3章 計画の具体的施策について	
1. 全体体系の考え方	5
全体体系図	6
2. 事業の推進について	
○ 基本方針1（就労に向けた不安・悩みを解消するために）	7
（1）情報の収集と提供	7
（2）就労相談	7
○ 基本方針2（就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために）	8
（1）啓発活動	8
（2）雇用機会の創出	9
（3）能力開発・訓練	10
○ 基本方針3（地域で就労支援をすすめるために）	
（1）推進体制・地域連携	11
3. 実施計画事業以外の就労支援について	12
■就労支援方針実施計画	
○情報の収集と提供	13
○就労相談	14
○啓発活動	15
○雇用機会の創出	16
○能力開発・訓練	17
○推進体制・地域連携	18

平成22年1月18日 庁議決定

平成26年5月16日 庁議決定

## はじめに

国分寺市では、平成 19 年 5 月に策定した「就労困難者への就労支援方針」に基づき、「国分寺市就労支援方針実施計画」を定め、計画に基づいてさまざまな取り組みを展開してきました。

方針の策定から 5 年以上が経過し、その間にリーマンショックや東日本大震災による経済状況の悪化、少子・高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会など雇用環境はさらに厳しさを増し、リストラや人員削減、非正規社員の不安定な雇用状況、高校・大学新卒者の就職内定率の低下や内定取り消し、団塊世代の定年退職後の就労場所の不足など、就労困難者等が抱える新たな課題が生じてきています。

国分寺市では、これらの雇用情勢の変化や新たな課題に対応していくため国、都が実施する就労支援施策を踏まえ、地域の仕事づくり、地域雇用の創出（起業・創業を含む）の取組のほか、関係機関及び自治体間の連携など、基礎自治体として取り組むべき就労支援施策（制度上の支援を含む）を推進するために「国分寺市就労支援方針実施計画」により進めてきた事業の精査を行い、同計画を平成 26 年度まで延長し、推進していきます。

## 第1章 地方自治体の労働・雇用政策について

### ～基礎自治体が担うべき雇用行政～

2000年の地方分権一括法の施行，同年の雇用対策法改正などにより地方自治体は地域の実情に即した雇用施策を推進することが法的に位置づけられました。

#### 雇用対策法 第5条

「地方公共団体は，国の施策と相まって，当該地域の実情に応じ，雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。」

本市では，平成19年5月に策定した「就労困難者への就労支援の方針」では，就労支援の基本理念を次のとおり定めています。

本市では，「多様な生き方が可能な，誰もが安心して働けるまちづくり」を念頭に，その実現に向け，自己実現，社会参加の場であり，市民一人ひとりが自由に豊かな人生を送るための就労の機会が保障される社会をめざします。

雇用対策法改正以前は「雇用労働行政は，都道府県の事務であり権限である」ということから，市町村雇用労働行政は，法的根拠をもたない独自の「自治事務」でしたが，改正により法的根拠が明確にされ基礎自治体は，「地域の実情に応じた」雇用施策が求められることとなりました。具体的な雇用に関する施策としては，就労支援方針が示す労働者の雇用機会を開発すること，能力を発揮できるよう訓練等の実施，労働条件の調査や企業者への啓発など雇用の安定，求人と求職のミスマッチの解消等としています。

一方，国の就労支援は「福祉から雇用へ」という考え方にそった「就労志向型」施策を推進しています。国は福祉を受けている人に，就労と生活の安定を確保しつつ，「可能な限り就労による自立・生活の向上を図る」という就労指向型の施策を重点としています。施策の推進には雇用政策や社会保障政策，産業政策，文教政策の一体運用をめざし，地域の特性を活かした就業の促進，就労支援の展開，そして地域レベルでの雇用施策や福祉，子育て，教育などのいっそうの連携を重視して進めることとしています。

雇用対策法第4条では，施策対象者を(1)女性，(2)青少年，(3)高齢者，(4)障害者，(5)外国人としています。施策対象者に関する個別法の中では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と「母子及び寡婦福祉法」において，基礎自治体が当該対象の就労施策を推進する責務を有するとし，この2つの分野は市が就労支援策を進める上で，重点的分野です。さらに，市の業務における雇用機会の創出（直接雇用，業務委託，職業訓練・実習等）や地域内での就労支援に向けて庁内や関係機関との情報の共有化・連携が重要です。

## 第2章 就労支援の基本的な考え方

### 1. 計画の目的

雇用・就労は、市民一人ひとりが、自由で豊かな人生を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段であるとともに、自己実現や社会参加、生きがいづくりなどに関わる重要な基本的人権の一つです。しかし、今日の就労環境は、経済状況の悪化、少子・高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会など雇用環境はさらに厳しさを増し、とりわけ、働く意欲がありながら身体的機能、年齢、家庭状況等によって就労が阻害されている人達にとっては、就労を一層困難なものとしています。

当計画は、これらの課題に対応していくため国、都が実施する就労支援施策を踏まえ、地域の仕事づくり、地域雇用の創出の取組のほか、関係機関及び自治体間の連携など、基礎自治体として取り組むべき就労支援を推進し、誰もが安心して働けるまちづくりの実現を念頭に雇用施策を進めてまいります。

### 2. 計画の対象者

本計画は、「就労困難者への就労支援の方針」に基づき、働く意欲がありながら就労を妨げているさまざまな要因を抱えている者（以下、就労困難者という。）を対象としています。

#### (1) 障害者

- ・働く意欲がありながら、心身の障害（身体障害・知的障害・精神障害・難病）があり働くことが困難な状況におかれている者

#### (2) 子育て中の女性

- ・働く意欲がありながら、子育てや職業に関する資格・能力などのため働くことが困難な状況におかれている女性及びひとり親（母子・父子）家庭の保護者

#### (3) 若年者

- ・働く意欲がありながら、引きこもりがち、希望する職がない等の理由から働くことが困難な状況におかれている若年者

#### (4) 中高年者

- ・働く意欲がありながら、年齢等の理由により働くことが困難な状況におかれている中高年者

#### (5) その他の就労困難者

- ・働く意欲がありながら、健康や家族などの問題のため働くことが困難な状況におかれている者

### 3. 計画の期間

就労支援方針実施計画は、平成19年度策定の就労支援方針に基づく、平成23年度までの5箇年計画となっておりますが、実施計画事業の整理を行い、計画期間を3年間延長した平成26年度までの計画として進めていきます。なお、平成27年度以降については、平成26年度に見直しを図ります。

### 4. 重点対象者

対象者は、「就労困難者への就労支援の方針」で定義されている就労困難者のうち国，都，関係機関との連携では不十分となる障害者，子育て中の女性を重点対象とします。

#### (1) 障害者の就労支援について

障害者の就労は、職業訓練の機会の拡充から、就労訓練期間中の各種支援、就労機会の拡大、生活支援の充実、就労継続の支援、離職の予防、再就職への支援まで一貫した支援体制が不可欠であり、さらには生活全般への支援が密接に関連するため、就労と生活を総合的に支援する体制づくりが必要です。本市では、平成19年度に開設した国分寺市障害者就労支援センターを中心に、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所、ハローワーク等関係機関との連携強化を図るとともに、障害者を雇用する企業側への啓発活動を推進していきます。また、今後の課題として就労前から就労後の支援に向けて、ジョブコーチ等の人材確保を含む障害者就労支援センターの機能の充実が必要とされています。また、雇用の場の拡大に向けて民間事業所への啓発活動、トライアル雇用制度をはじめとする障害者雇用助成制度の周知を進めることが重要です。

さらに、市として「直接雇用の推進」と「障害者団体への市業務委託」を障害者への「雇用機会の創出」として位置づけて取り組んでいます。「直接雇用」については、法定障害者雇用率(2.3%)の遵守は必須課題として、計画的な雇用が必要となります。また、障害者団体への市業務委託については、「能力開発・訓練」の場でもあり、市役所内清掃業務など受託した障害者団体の「就労訓練の場」としても位置付けています。

今後の課題として、障害者の自立や社会参加の促進に向けた就労支援について、市内障害者団体・事業所、関係機関と連携を図った支援体制の構築や障害者優先調達法に則した優先的な調達推進、障害者雇用に対する事業者への啓発を推進していくことが必要です。

#### (2) 母子及び寡婦の就労支援について

雇用対策法における施策対象の女性は、妊娠・出産・育児といった子育て中の女性とし、さらに「母子及び寡婦福祉法」は、子どもが20歳未満の母子家庭、及び子どもが20歳以上の寡婦について、相談・職業能率の向上及び求職活動の支援を自治体の責務として規定しています。本市では、自立を支援し、生活の安定と向上を図るため、就労につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の助成「母子家庭自立支援教育

訓練給付金」，就職に有利な資格を取得している間の一定期間の経済的援助「母子家庭高等技能訓練促進費の支給」などの事業のほか，母子自立支援員や就労支援指導員，民生委員が連携して母子家庭が抱えるさまざまな問題解決に向けての相談事業を実施しています。

いずれの事業も母子家庭の母の能力開発と生活の安定を確保するための資格の取得，必要な情報の提供，助言等自立への努力を支援するための事業ですが，母子家庭の状況も様々であり，一人で子育てと生計の維持を担う母子家庭にとっては，精神的な負担に加えて，受講のための費用負担，託児（保育）施設や託児（保育）費用の問題，仕事上の都合等の問題もあります。そのような中で，精神的にも不安定な立場を抱える母子家庭に対し，方針が示す求職・就業中の保育サービスの整備・充実など，きめ細かな支援が必要となっています。

## 5. 計画の推進体制・役割

就労困難者の就労を支援するため，本市をはじめ，国や都，関係機関・団体などと連携・協力しながら，それぞれの役割(想定)を持って取り組みます。

### (1)本市の役割

- ①地域の雇用創出（就労支援地域連絡会による就労支援事業の開催，起業創業支援など）
- ②就労支援情報の提供（市報，HP，リーフレットによる情報発信）
- ③障害者の就労支援（障害者雇用の推進，団体への委託事業の拡充，庁内実習など）
- ④事業主としての就労支援（障害者雇用の推進，インターンシップなど）

### (2)国および都に期待される役割

就職困難者等の就労阻害要因の解消に資するようなさまざまな制度，施策，事業に関する情報と機会の積極的な提供，企業・事業所との情報交換やネットワークづくりに対する支援などが期待されます。

#### ①人権施策の推進と指導

就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と，問題ケースなどに対する指導を行うこと。

#### ②活用できる施策・事業などに関する情報提供

就労阻害要因の解消などに資するようなさまざまな助成・補助制度や講座，訓練施設などの情報を迅速に提供し，円滑に活用できるよう適切な助言を行うこと。

#### ③ノウハウ・事例の提供と支援

国や都などが有する就労に関するさまざまな事例やケースなどを積極的に活用し，個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

## 第3章 計画の具体的施策について

### 1. 全体体系の考え方

「就労困難者への就労支援の方針」では、就労支援の基本理念を次のとおり定めています。

本市では、「多様な生き方が可能な、誰もが安心して働けるまちづくり」を念頭に、その実現に向け、自己実現、社会参加の場であり、市民一人ひとりが自由に豊かな人生を送るための就労の機会が保障される社会をめざします。

また、就労支援の方針では、上記の基本理念の実現を目指すため、次のような施策の必要性及び方向性を記しています。

市は、市民とともにさまざまな阻害要因や不安を理解し、それらの解消を図るための相談や啓発活動、雇用機会の創出、多様な働き方の実現に向け、既存事業の活用・新たな事業の導入を進め各種の支援に取り組みます。また、市関係部署とともに関係機関、地域の関係団体との連携をより深めるとともに、併せて庁内を含めた連携を図るための体制・組織づくりを進めます。就労困難者の就労を促進するため、以下のとおり方針を展開していきます。

この方針を実現するために、次のような施策の柱となる体系を定め、この体系に沿った施策を関係機関等の協力のもと全庁的取り組んでいきます。

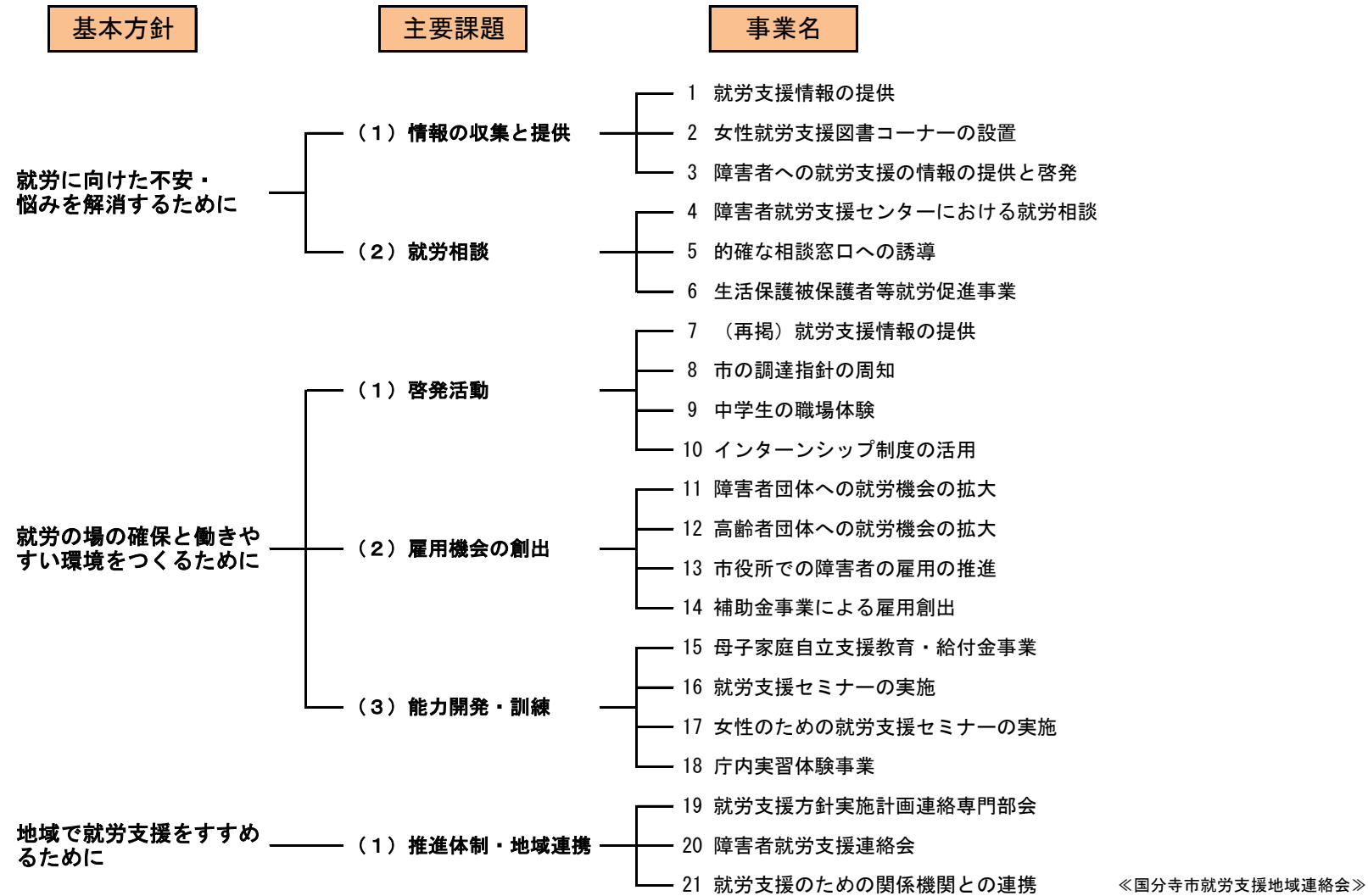
**方針1：就労に向けた不安・悩みを解消するために**

**方針2：就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために**

**方針3：地域で就労支援をすすめるために**



《全体体系図》



## 2. 事業の推進について

### 基本方針1 就労に向けた不安・悩みを解消するために

#### (1) 情報の収集と提供

- 就労支援事業を行っている国・都・市・企業の情報を随時収集し、市民及び事業者へ広く周知、提供していく。特に就労困難者（障害者、若年、高齢者、女性）に重点をおいて、情報提供を進める。
- 東京しごとセンター多摩、東京都労働相談情報センター（国分寺労政事務所）、ハローワーク立川、市障害者就労支援センター等との広域的な連携を進める。

就労を希望する就労困難者が必要な情報を必要な時にかつ正確に、いつでも身近に知るとともに活用できる支援策を推進します。

#### [1. 就労支援情報の提供]

- 市は、国・都・企業等が提供している情報を収集・整理し、市ホームページや市報等により、市民に提供するとともに、庁内関係各課の窓口に就労情報等を備えていきます。また、市の担当部署、公共機関、就労関係機関との情報交換を進め、情報の共有化と内容の充実を図っていきます。・・・（経済課）

#### [2. 女性就労支援図書コーナーの設置]

- 就労困難者のうち子育て中の女性や母子家庭の保護者は、就労条件等から依然として再就職は厳しい状況にあります。現在、男女平等推進センターには、女性のための就労に関する情報を収集し提供をしていますが、既存の関係図書、情報誌、労働関係の図書をさらに活用しやすくし情報量の充実を図っていきます。・・・（文化と人権課）

#### [3. 障害者への就労支援の情報の提供と啓発]

- 市障害者就労支援センターを中心に障害者の雇用を促進しています。センターの機能の充実と障害者への十分な周知を行い、就労者の定着支援を図るとともに、障害者を雇用する企業側への啓発活動を行っていきます。・・・（障害者相談室）

#### (2) 就労相談

- 市障害者支援センターにおいて、就労に関する相談を実施することにより、就労に関する様々な不安や悩みを払拭し、障害者が就労につながるような支援を図っていきます。
- 各関係機関との連携を深め、東京都等において行われている就労相談業務の相談機会の情

報提供を行い、就労に関する精神的なサポートを行っていきます。

仕事選び、適性の悩みや不安、職場での人間関係等、就労に伴うさまざまな不安や悩みの払拭を図るために、よりきめ細やかな就労相談業務を進めるために以下の事業を推進していきます。

#### [4. 障害者就労支援センターにおける就労相談]

○市障害者就労支援センターでは、生活面も併せ、コーディネーターが、就職準備支援から一般就労、再チャレンジへと一人ひとりの障害特性に配慮した支援を継続的に実施していきます。・・・(障害者相談室)

#### [5. 的確な相談窓口への誘導]

○東京しごとセンター多摩及び市障害者就労支援センターが開設されたことで、就労困難者の仕事選び自己の適性診断、求人情報の提供等がより身近な場所で日常的に受けることが可能となりました。今後も就労困難者が就労に向けた支援が受けられるよう各相談窓口のPRとともに各機関との連携を図っていきます。・・・(経済課)

#### [6. 生活保護被保護者等就労促進事業]

○生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の被保護者及び要保護者の就労に関する相談を受け、その指導を行う就労促進指導員を設置することにより、被保護者等の就労の促進を図っていきます。・・・(生活福祉課)

## 基本方針2 就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために

### (1) 啓発活動

- 市や関係機関で実施している啓発活動に加え、市民や地域の事業者に対しては、働く環境の改善と就労意欲のより一層の向上に向けた啓発活動を行い、地域社会の理解を推進する。
- 商工団体との協力を図り、就労に関する啓発活動を進め、東京しごとセンター多摩等との連携し、広域的な連携ができるよう取り組む。
- 契約制度等を見直し、就職困難者の雇用状況を業者選定に反映させる仕組みづくりを確立し、周知を図る。
- 中学生の職場体験や大学生のインターンシップを通して、将来の職業観への刺激や就業意欲を啓発する。

就労困難者が就労することができない要因として、求職者の就労意欲、事業者の雇用促進、障害者雇用・男女雇用平等の推進など、さまざまな課題があります。その解決に向けた支援として、継続的な啓発活動に加え、新たに、市民や地域の事業者に対しては、働く環境の改善と就労意欲をより一層高めるような向上に向けた啓発活動の推進が必要です。このことから、以下の事業を推進します。

#### [7. (再掲) 就労支援情報の提供]

○市は、国・都・企業等が提供している情報を収集・整理し、市ホームページや市報等により、市民に提供するとともに、庁内関係各課の窓口に就労情報等を備えていきます。また、市の担当部署、公共機関、就労関係機関との情報交換を進め、情報の共有化と内容の充実を図っていきます。・・・(経済課)

#### [8. 市の調達指針の周知]

○平成 24 年 6 月に就労困難者の雇用状況を業者選定に反映させる仕組みの一方策である公共調達条例を制定。公共調達条例で規定する総合評価方式の要綱を制定し、価格のみによらない競争を実施し、就労困難者の雇用状況を業者選定に反映させることを目指す。この仕組みづくりによって、就労困難者の雇用促進につなげていきます。・・・(契約管財課)

#### [9. 中学生の職場体験] [10. インターンシップ制度の活用]

○将来の職業観・勤労観の醸成や就労への意欲を高めるため、継続して中学生の職場体験を実施していきます。また学生のインターンシップ受け入れを継続して実施していきます。市内の事業所には、将来社会人となる中学生等が職場体験をすることの重要性について、啓発活動を行いながらご協力をいただき、職場体験先としての受け皿づくりを進めていきます。・・・(職員課)(学校指導課)

### (2) 雇用機会の創出

●市が率先して就労困難者を雇用する取り組みを進める。

就労困難者の雇用を拡充するために、市内事業者には引き続き就労困難者の雇用について啓発活動を行うこと、また、市が率先して、就労困難者の雇用・就労の機会確保、就労継続支援事業所などでの訓練などの支援を計画的に進めて行くため、以下の事業を推進します。

#### [11. 障害者団体への就労機会の拡大]

○市の事業(リサイクル、公園清掃、駐輪対策等)の障害者団体への業務委託をより一層推

進し、就労機会・体験の確保に努めます。・・・(障害者相談室)

○市業務受託の障害者団体とともに障害者雇用の拡大を図ります。・・・(障害者相談室)

[12. 高齢者への就労機会の拡大]

○高齢者の就労機会の提供に重要な役割を果たしているシルバー人材センターへの財政的支援を継続するとともに、シルバー人材センターへの業務委託の推進も継続して実施していきます。これらにより高年齢者の技術・経験を生かした地域活動への参加を促すこととなります。・・・(地域福祉課)

[13. 市役所での障害者の雇用の推進]

○市は障害者雇用率を遵守し、障害者の計画的な雇用を図っていきます。・・・(職員課)

○障害者雇用推進のために、市が率先して障害者の雇用・就労の機会確保の検討を進めていきます。・・・(職員課)

[14. 補助金事業による雇用創出]

○緊急雇用創出事業

(ふるさと雇用再生特別基金事業・緊急雇用事業・重点分野雇用創造事業・起業支援型地域雇用創造事業)：離職した失業者等の雇用機会を創出するため、東京都に造成された基金を活用し、就労困難者等の雇用機会を創出します。・・・(経済課/政策経営課)

### (3) 能力開発・訓練

●能力開発に取り組む女性や障害者の方を対象とした制度を活用して、就労支援を進める。

●関係機関・団体と連携して多様な就労支援セミナーを開催する。

●市役所を就労に向けた訓練の場として積極的に活用する。

就職に向けて資格や技能を身につけたいと考える人は多く、就職に役立つ情報提供や技能を身につけるための支援が求められている。このことから、以下の事業を推進します。

[15. 母子家庭自立支援教育・給付金事業]

○能力開発に取り組む女性を対象に、母子家庭自立支援教育・給付金事業の制度の周知を行い、この制度を積極的に活用してもらうよう進めていきます。この制度を活用することにより、母子家庭保護者の能力開発や職業訓練が進められ、就労に役立てることとなります。・・・(生活福祉課)

[16. 就労支援セミナーの実施] [17. 女性のための就労支援セミナーの実施]

○関係機関・団体と連携して、共催による多様な就労支援セミナーを実施していきま

す。・・・(経済課) (文化と人権課)

[18. 庁内実習体験事業]

○就労経験の乏しい、若しくは就労経験が無い障害者にとって、職場体験は就労意欲や職業観を養うのに大切な制度です。市障害者就労支援センターが実施する「訓練の場」として、市役所の業務のうち一部の仕事を実習の場として提供し、就労を目的とした実習訓練を行います。これにより、障害者の就労への第一歩につなげていきます。・・・(障害者相談室)

基本方針3 地域で就労支援をすすめるために

(1) 推進体制・地域連携

- 市が率先して就労困難者に雇用や訓練の場を提供し事業を進めるために庁内組織を設置する。
- 障害者の就労支援を進めるために地域連携組織を設置する。
- 就労支援関係機関との連携を推進する。

市の「就労支援方針」を具現化するため、労働・福祉・教育など各分野の連携、さらに市、関係機関、地域の関係団体が相互の情報交換及び交流を進めることが必要です。このことから、以下の事業を推進していきます。

[19. 就労支援方針実施計画連絡専門部会]

○庁内関係部署間の情報交換や調整を図り、就労支援策の効率的・効果的な推進を図るため、就労支援方針実施計画連絡専門部会を設置しています。これにより、庁内関係部署による情報の共有化、就労困難者支援の迅速な対応を図ります。・・・(経済課)

[20. 障害者就労支援連絡会]

○障害者の就労支援を推進するため、地域連携組織を設置し、障害者の就労支援関係機関と連携した取り組みを行っていきます。・・・(障害者相談室)

[21. 就労支援のための関係機関との連携]

○地域雇用創出に向けた情報交換、就労支援事業を進めるため、国分寺市就労支援地域連絡会を設置しています。地域連絡会では、関係機関・団体との意見・情報交換、連携のほか、地域雇用の創出を目的とした事業について検討を進めていきます。・・・(経済課)

### 3. 実施計画事業以外の就労支援について

就労支援方針実施計画事業以外に取り組んでいる以下の就労支援について必要に応じて進行管理を行います。

- ① 「国分寺市障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく事業  
・・・所管課：障害者相談室
  
- ②起業・創業支援事業 ・・・所管課：経済課
  
- ③保育所等の待機児童解消による子育て中の女性への支援  
・・・所管課：保育課
  
- ④国分寺市生活困窮者自立促進支援事業（モデル事業）  
・・・所管課：生活福祉課

## 就労支援方針実施計画

### 情報の収集と提供

- 就労支援事業を行っている国・都・市・企業の情報を随時収集し、市民及び事業者へ広く周知、提供していく。  
特に就労困難者（障害者、若年、高齢者、女性）を中心とした情報提供を進める。
- 東京しごとセンター多摩、東京都労働相談情報センター（国分寺労政事務所）、ハローワーク立川、市障害者就労支援センター等との広域的な連携を進める。

事業名		事業内容	対象者	平成24年度実績	平成25年度目標	平成26年度目標	所管課
1-1	就労支援情報の提供	国・都・市の就労支援情報を適時提供する。	全対象	市ホームページのほか、毎月15日号市報に東京しごとセンター多摩等の就労支援情報を掲載。また、各関係機関等のチラシ等を第1庁舎1階、2階に配架し情報提供に努めた。 【情報提供件数：124件】	市報、市ホームページを活用し、東京しごとセンター多摩、都労働相談情報センター、ハローワークなどの関係機関が実施するセミナー、就職面接会などの就労支援情報提供の充実を図る。 【情報提供件数：150件】		経済課
1-2	女性就労支援図書コーナーの設置	女性の再就職や就労支援の情報を掲載した関係図書や情報誌、労働関係の図書類コーナーを設置し、就労支援情報を提供する。	女性	●男女平等推進センター図書資料室の労働関係資料の提供。（図書資料室） 【蔵書数2590冊／貸出冊数212冊】 ●男女平等推進センターに就労支援情報コーナーを設置。 ●「もう一度働きたい方へ」をテーマに、新聞情報などを集めた再就職支援掲示物を作成、男女平等推進センター内に掲示。 ●図書館のホームページに、男女平等推進センター図書資料室の資料を検索できるコーナーを設置した。	・既存の図書資料コーナーを活用して、再就職に役立つ情報や女性就労支援図書の充実を図る。（図書資料室） ・女性のための就労支援情報コーナーの資料の充実。 【蔵書数2,595冊／貸出冊数220冊】		文化と人権課
1-3	障害者への就労支援の情報の提供と啓発	市障害者就労支援センター（H19,4～）への登録（1年更新）及び拡充	障害者	●障害者就労支援センターのPRの強化と登録人数増 【登録人数187人／雇用啓発セミナー開催1回】 ●ハローワーカーの相談も増えてきており、就労支援センターが周知されてきている。 ●基幹型地域活動支援センターが開設されたことにより、連携を図りながら相談業務を進めた。 ●地域開拓促進コーディネーターを配置し、職場新規開拓の促進を図った。	●障害者就労支援センターのPRの強化と登録人数増 【登録人数：190人／セミナー開催1回】 ●啓発セミナーの開催 ●特別支援学校・地域活動支援センター・サービス提供事業者等関係機関との連携強化。		障害者相談室



## 就労支援方針実施計画

### 就労相談

- 障害者支援センターにおいて、就労に関する相談を実施することにより、就労に関する様々な不安や悩みを払拭し、障害者が就労につながるような支援を図っていく。
- 各関係機関との連携を深め、東京都等において行われている就労相談業務の相談機会の情報提供を行い、就労に関する精神的なサポートを行っていく。

事業名		事業内容	対象者	平成24年度実績	平成25年度目標	平成26年度目標	所管課
2-4	障害者就労支援センターにおける就労相談	障害のある方で、就労を希望する方に対して、就職準備支援から就職後の定着支援までの就労相談を行う。	障害者	●障害者就労支援センターにおける定着支援の充実 【登録人数：184人】 【就労人数：6人】 【相談人数：5,332人】 【定着支援人数延べ：187人】	●障害者就労支援センターにおける定着支援の充実 【登録人数：190人】 【相談人数：5,400人】 【定着支援人数延べ：190人】		障害者相談室
2-5	的確な相談窓口への誘導	関係機関への紹介	全対象者	●就労支援マップの更新・増冊なし	●就労支援マップの情報更新を行い、各窓口へ配架する。また、マップにより、職員が市民への確に関係機関等の案内が行えるよう周知を図る。		経済課
2-6	生活保護被保護者等就労促進事業	生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者の就労に関する相談を受け、その指導を行う就労促進指導員を設置することにより、被保護者等の就労の促進を図る。	生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者	●相談者の延べ件数：415件 ●就職件数：53件 ・生活保護受給者：40件 ・母子家庭：11件 ・要保護者等：2件	●被保護者の経済的自立を図るため支援する。 【就職件数：60件】		生活福祉課

## 就労支援方針実施計画

### 啓発活動

- 市や関係機関で実施している啓発活動に加え、市民や地域の事業者に対しては、働く環境の改善と就労意欲のより、一層の向上に向けた啓発活動を行い、地域社会の理解を推進する。
- 商工団体との協力を図り、就労に関する啓発活動を進め、東京しごとセンター多摩等との連携し、広域的な連携ができるよう取り組む。
- 契約制度等を見直し、就職困難者の雇用状況を業者選定に反映させる仕組みづくりを確立する。
- 中学生の職場体験や大学生のインターンシップを通して、将来の職業観への刺激や就業意欲を啓発する。

事業名		事業内容	対象者	平成24年度実績	平成25年度目標	平成26年度目標	所管課
3-7	就労支援情報の提供 (再掲)	国・都・市の就労支援情報を適時提供する。	全対象者	●市ホームページのほか、毎月15日号市報に東京しごとセンター多摩等の就労支援情報を掲載。また、各関係機関等のチラシ等を第1庁舎1階、2階に配架し情報提供に努めた。 【情報提供件数：124件】	●市報、市ホームページを活用し、東京しごとセンター多摩、都労働相談情報センター、ハローワークなどの関係機関が実施するセミナー、就職面接会などの就労支援情報提供の充実化を図る。 【情報提供件数：150件】		経済課
3-8	市の調達指針の周知	契約制度等を見直しから、就業困難者の雇用状況を業者選定に反映させる仕組みづくりと周知。	市民 事業者	●平成24年6月28日に公共調達条例を公布し、同年12月1日に施行。	●公共調達条例で規定する総合評価方式の要綱を制定し、価格のみによらない競争を実施し、就業困難者の雇用状況を業者選定に反映させる。		契約管財課
3-9	中学生の職場体験	職場を実体験することで、将来の職業観の醸成と就業意欲を啓発する。	若者者	●中学生職場体験（3日） 【700人／5校】	●受入先を確保し、より効果的な取組みが進められるよう生徒の職場体験に対する意欲向上や事前指導の充実を図っていく。 【中学校職場体験／3日】		学校指導課
3-10	インターンシップ制度の活用	職場を実体験することで、将来の職業観の醸成と就業意欲を啓発する。	若年者	●インターンシップ実習生の受入れ 【大学生の受入れ人数：13名】	●事業者への理解啓発及び就業意欲の向上を図る。 【受入れ人数：20名】		職員課

## 就労支援方針実施計画

### 雇用機会の創出

●市が率先して就労困難者を雇用する取り組みを進める。

事業名		事業内容	対象者	平成24年度実績	平成25年度目標	平成26年度目標	所管課
4-11	障害者団体への就労機会の拡大	喫茶コーナー運営など障害者団体の就労の場として、公共施設を積極的に提供する。また、リサイクル、公園清掃、駐輪対策等の業務を委託し、各障害者団体連携による就労の機会の拡大を図る。	障害者	●就労の場としての公共施設の場の提供 【4団体／7施設】 ●障害者団体への業務委託件数【7団体／25件】	●障害者への就労機会の確保及び拡充 【公共施設の場の提供：7施設】 【業務委託件数：25件】 ●障害者優先調達推進法に基づく調達指針の達成。		障害者相談室
4-12	高齢者への雇用機会の拡大	退職後に臨時的、短期的に就業を希望する高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業の推進を行う。これにより高齢者の就労機会の拡大を図る	高齢者	●シルバー人材センターに補助金を支出、市報によるセンター事業PR及び事業の推進を行った。 【シルバー人材センターの年間延日人員数（実際に就業した日当り延日人員数）：62,010人】	●高齢者への就労機会の確保及び拡充 【シルバー人材センターの年間延日人員数（実際に就業した日当り延日人員数）：66,120人】		地域福祉課
4-13	市役所での障害者の雇用の推進	①障害者法定雇用率の達成を基本としつつ、採用を行う。 ②就労者の雇用定着を図るため、能力や適性に応じて職務内容・勤務時間等に配慮し、就労後のフォローを実施していく。 ③職場の状況に配慮しながら、就業職場を拡大し、障害者を雇用する。	障害者	●障害者法定雇用率2.42%	●障害者の就業可能職場の把握、障害者の採用、採用者の面接等フォローの実施により、目標を達成する。 【法定雇用率：2.3%以上】		職員課
4-14	補助金事業による雇用創出	離職した失業者等の雇用機会を創出するため、東京都に造成された基金を活用し、就労困難者等の雇用機会を創出する。	全対象者	●緊急雇用創出事業に係る震災等緊急雇用対応事業 【実施事業数：9事業】	●緊急雇用創出事業に係る事業の活用		政策経営課 経済課

就労支援方針実施計画

能力開発・訓練

- 能力開発に取り組む女性や障害者の方を対象とした制度を活用して、就労支援を進める。
- 関係機関・団体と連携して多様な就労支援セミナーを開催する。
- 市役所を就労に向けた訓練の場として積極的に活用する。

事業名		事業内容	対象者	平成24年度実績	平成25年度目標	平成26年度目標	所管課
5-15	母子家庭自立支援教育・給付金事業	母子家庭の経済的自立支援を目的に、職業能力開発のための講座受講、技能取得への助成を行う。	女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援教育訓練給付金支給【なし】</li> <li>●母子家庭高等技能訓練促進費支給【9名】</li> <li>●就職者数【3名】</li> </ul>	●自立支援教育訓練給付金及び母子家庭高等技能訓練促進費の支給を通じて、母子家庭の経済的自立支援を行う。 【訓練等の対象人数：10名】		生活福祉課
5-16	就労支援セミナーの実施	求職者、事業者を対象に能力開発等のセミナーを実施する。	市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東京しごとセンター多摩、労働相談情報センターなどの関係機関との共催セミナー【共催による開催数：10回】</li> <li>【延べ参加人数：706名】</li> </ul>	●関係機関が行うセミナーについて積極的に共催（広報・会場の提供）として実施する。 【共催による開催数：15回】	【延べ参加人数：1,000名】	経済課
5-17	女性のための就労支援セミナーの実施	女性を対象とした再就職支援講座の実施や、就労にブランクがあり、再就職に不安を感じる女性を対象とした能力向上のための講習会を実施する。	女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労支援講座「私らしい子育てと仕事の両立のしかた」を開催。【開催数：1回／参加者：8名】</li> </ul>	●女性を対象とした再就職支援講座を通じて、能力向上を図る。 【開催数：3回／参加者45名】		文化と人権課
5-18	庁内実習体験事業	障害者の技能実務向上を目的に一般就労を想定した訓練事業を実施する。	障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内実習体験事業【実習回数：8回／実習生：24名】</li> </ul>	●庁内実習体験事業【実習回数：2回／実習生：4名】	※回数は、障害者計画の目標値	障害者相談室

就労支援方針実施計画

推進体制・地域連携

- 市が率先して就労困難者に雇用や訓練の場を提供し、事業を進めるために庁内組織を設置する。
- 障害者の就労支援を進めるために地域連携組織を設置する。
- 就労支援関係機関との連携を推進する。

事業名		事業内容	対象者	平成24年度実績	平成25年度目標	平成26年度目標	所管課
6-19	就労支援方針実施計画連絡専門部会	庁内関係部署との連携を図るため「就労支援方針実施計画連絡専門部会」の円滑な運営を行う。	—	●開催なし	●計画の達成状況報告など、情報の共有化を図る。 ●次期就労支援方針実施計画について連絡専門部会で検討を行う。 【連絡専門部会の開催：3回】		経済課
6-20	障害者就労支援連絡会	障害者の就労支援のため、行政・関係機関・団体等のネットワーク化を推進し総合的な支援を図る。	—	●開催なし	連絡会の役割、在り方について検討を行う。		障害者相談室
6-21	就労支援のための関係機関との連携	関係機関や団体との情報交換等を行い、地域の就労支援推進を図る。	—	●地域雇用創出に向けた情報交換、就労支援事業を進めるため、国分寺市就労支援地域連絡会を設置。平成24年度については、地域連絡会の協力による合同就職面接会開催に向け、意見交換等を行った。 ●地域雇用の創出に向けた取組みの一環として、関係団体と起業・創業支援「ミニブルーム交流カフェ」を開催。	●就労支援地域連絡会による意見・情報交換、連携のほか、地域における雇用創出を目的とした事業について検討を進める。		経済課